

ごみ処理施設紹介動画作成業務委託

仕様書

甲賀広域行政組合

1 目的

本仕様書は、甲賀広域行政組合が委託するごみ処理施設紹介動画作成業務委託（以下「本業務」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）への施設見学者の視聴用、インターネットの動画共有サービスへの掲載等を想定したごみ処理施設紹介動画を作成する業務。

施設の概要や施設がどのような機能を持っているか住人にわかりやすく説明し、地域におけるごみ処理施設の役割、廃棄物の削減などの取り組み状況等の情報を発信することで、住民の関心を促し、ごみ処理に関する意識向上を図る。

3 業務場所

甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）
滋賀県甲賀市水口町水口 6677 番地

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 制作物

- (1) 15分程度の動画1本
- (2) 動画の解像度は1,080p（1,920×1,080）以上とする。
- (3) 動画は小学生の社会科授業で用いることも想定して、わかりやすく動画を見た人の印象に残る作品とする。
- (4) 動画はインターネットの動画共有サービスへ掲載できるものとする。

6 撮影、取材等

- (1) 動画に使用する写真及び動画は、発注者が提供するものを使用するほか、必要に応じて受注者が用意するものとする。
- (2) 出演者のキャスティング費用や撮影時の取材費用（施設利用費など）は受注者が負担すること。

7 業務内容

- (1) 動画制作に当たっての企画の提案を行うこと。企画内容は発注者と受注者の協議の上で決定する。
- (2) 企画に基づき脚本、及び台本を作成する。
- (3) 脚本等に基づき、実写撮影又はアニメーション制作などの映像制作・編集を行う。
- (4) 動画制作に当たっては、ナレーション、テロップ及び音楽等の音響効果を入れること。
- (5) 映像は、発注者が提供する写真等の素材使用を妨げないが、その際は、事前に権利者に

対して、二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の承諾を得た上で、一切の手続きを受注者において行うこと。

8 成果品

(1) DVD 5枚

DVDは一般的な家庭用DVDプレーヤーで再生でき、また、DVD-Rドライブ付きパソコンで複製が可能な形式とすること。

(2) USBメモリ 2個

動画共有サービスに掲載可能なMP4、MOV、WMV形式等のデータを記録したもの。

9 著作権

映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）並びに本業務に関する計画書等は、発注者に帰属する。

また、成果品はインターネットの動画共有サービス等に随時使用又は複製できるものとする。

10 その他

(1) 本業務を円滑に処理するため、着手前及び本業務の処理状況に応じた適切な時期に、発注者と十分な打ち合わせを実施し、調整等を行うこと。

(2) 制作作業に当たっては、業務を統括する制作責任者を置き、発注者と円滑な事業進行管理や協議、意思疎通に努めること。

(3) 本仕様書に関し疑義を生じた事項又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。